

税務トピックス 四季報

第49回

令和4年度税制改正で拡大！ 財産債務調査の提出義務

(1) 財産債務調査制度とは？

この制度は、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす人に対し、その保有する財産及び債務に係る調査の提出を求めるものです。

(2) 現行制度の概要

◎ 財産債務調査を提出しなければならない人

所得税などの確定申告書を提出しなければならない人で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産

を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調査を提出しなければなりません。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

◎ 財産債務調査への記載事項

財産債務調査には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています。

(3) 現行制度の課題。

● 所得2千万円以下の人は、仮に高額の資産を保有していたとしても、調査の提出義務がない。↓納税者における資産の異動状況等について、充分に把握できているとは言い難い。

● 提出期限（3月15日）までに保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき、との意見がある。

(4) 見直し案

● 提出義務者の対象が、現行に加えて、総資産10億円以上（所得基準なし）に拡大される。
● 提出期限が翌年3月15日↓6月30日に変更される。
● 調査への記載事項で省略可能とされている一部の少額財産債務の取得価額が100万円未満↓300万円未満に変更される。

(注) この改正は、令和5年分以後の財産債務調査について適用されます。

(5) さいごに

所有されている財産が10億円以上の方は、税務署に詳細を知られることとなります。いずれはその区分が下げられていくこととなり、マイナンバーの導入とともに財産管理が厳しくなっていくと見えます。できるだけ早く相続対策を立てていきましょう。

(税理士 光廣 昌史)

財産債務調査制度の見直し

【現行制度】

提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者
✓ 所得基準：所得2,000万円超
✓ 財産基準：総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上

提出期限：翌年3月15日

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄等・価格等

※一部の少額財産債務は記載を省略可能例。取得価格100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

【見直し案】

提出義務者：現行の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする
✓ 財産基準：総資産10億円以上（所得基準なし）

提出期限：翌年6月30日

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄等・価格等

※一部の少額財産債務は記載を省略可能例。取得価格300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

あなたの経営羅針盤
Office Mitsubiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007

お申込みはHPから
URL / <http://www.office-m.co.jp/>



第139回 DEPSセミナー

テーマ『令和4年度 税制改正について』

令和3年12月10日に自民党の税制改正大綱が発表されました。コロナ禍でもあり、令和4年7月頃には参院選を控えていることから、大きな目玉となる改正点は少ないものの、暦年贈与が議論されていた結果がどうなるのか、など改正点以外のポイントも解説いたします。

◆日時 令和4年2月16日(水) 14:00~16:00(予定) ◆受講料 お一人様2,000円(税込)
※DEPS会員お一人様まで無料(お二人目からは1,000円)

◆講師 税理士 光廣 昌史 ◆お問合せ 株式会社 DEPS
TEL.082-296-5080

※ご会場による参加は10名程度まで受け付けます。
会場開催にあたっては、検温の実施、換気対策やアルコール消毒の設置、人数制限を設ける等の感染対策を実施いたします。
会場参加者の方におかれましては、マスク着用等ご自身による感染対策も行って頂きますようお願いいたします。
(広島市中区寺町5-15 広島城南リバーサイドB.L.D. 12階空枠)